

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	自然環境保全法の一部を改正する法律案	
規制の名称	沖合海底自然環境保全地域	
規制の区分	新設	
担当部局	環境省自然環境局自然環境計画課	
評価実施時期	平成 31（2019）年 2 月	
規制の目的、内容及び必要性等	今回の規制の新設を行わない場合、無秩序な海洋の産業利用が行われ、これらの生態系や生物資源が不可逆に損なわれるおそれがある。また、我が国の愛知目標の達成は難しく、今後の国際的な議論への参画・貢献にも支障が生じる。	
想定される代替案	鉱物掘採等の行為毎に、何らかの法に基づき、事業者が環境影響評価を行うものとする。	
直接的な費用の把握	要素	代替案の場合
	遵守費用	申請等手続に要する費用（例：事前の現地調査費用）×申請等件数
	行政費用	申請等手続に要する費用（例：事前の現地調査費用）×申請等件数
		規制に係る事務費用及び制度の周知費用
直接的な効果（便益）の把握	沖合域の海底の生物多様性及び生物資源の保全、愛知目標の達成	沖合域の海底の生物多様性及び生態系サービスの一部の保全（保護区による保全ほどの高い効果は期待できない）
副次的な影響及び波及的な影響の把握	沖合海底自然環境保全地域の指定に当たっては自然的社会的諸条件を踏まえて行うこと等から、その影響は限定的と考えられる。	-
費用と効果（便益）の関係	「生物多様性の経済学（The Economics of Ecosystem and Biodiversity: TEEB）」報告書によれば、提供される生態系サービスの全てが考慮されれば、保護区の便益は、しばしばコスト（土地購入費、管理費、過去の活動の代償等）を上回ることが指摘されている。今回は、効果（便益）を金銭価値化することは難しいが、将来にわたる生態系サービスに加え生物多様性そのものの確保が効果（便益）であり、かつ TEEB で言及されている土地購入費は見込まれない等から、効果（便益）が費用より大きいと考えられ、当該規制を導入することが妥当である。	
その他の関連事項	当該規制案については、中央環境審議会自然環境部会、有識者による 2 回の検討会、パブリックコメントを経て、最終的に 2019 年 1 月 21 日に開催された中央環境審議会において「生物多様性保全のための沖合域における海洋保護区の設定について」として答申された内容に基づいて検討している。	
事後評価の実施時期等	当該規制については、自然環境保全法の一部を改正する法律案附則第 5 条において法施行後 5 年経過時に見直す旨が規定されているため、施行から 5 年後（2025 年）に事後評価を実施する。	
備考		